

平成二十五年十月三十一日提出  
質問第四二二号

雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書

提出者 青柳陽一郎

## 雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書

我が国では、様々な理由により新たに仕事を求める者に対して、ハローワークが求人情報を斡旋し、求職者の就職に対して公的な支援を行っている。また、労働者性を認められる者（以下、労働者と称す）が、在職中に雇用保険に加入していた場合、一定の条件をもとに、ハローワークの雇用保険適用課において、失業した者に、失業中の給付金が支給されている。これについて、次のとおり政府の見解を問う。

一 企業が労働者を雇い入れた場合、一定の労働条件を満たす者は、企業側に労働者を雇用保険に加入させる義務が発生するため、保険料を納付しなければならないが、これらの義務を怠っている企業が顕在化している。これについて政府の見解と対策を問いたい。

二 企業側の過失および怠慢により雇用保険に加入していない労働者が雇用保険の給付を受けられない例、ならびに、会社都合の解雇、倒産等の理由で労働者の意志によらず離職した者が適正な雇用保険の給付を受けられない例が指摘されている。この場合、再就職のためにハローワークに通う者が、雇用保険の給付を受けられず、求職活動を続ける間に資力を失い、やむを得ず生活保護に頼らざるを得ない実態が指摘されている。これについて政府の見解と対策を問いたい。

右質問する。